



熊本県公報

第 1 2 5 7 7 号

平成 28 年 12 月 6 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (") 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定 (") 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定 (") 2
- 保安林の指定に関する予定 (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定 (") 3

公 告

- 熊本都市計画公園の変更(熊本市決定) (都市計画課) 3
- 熊本都市計画道路の変更(熊本市決定) (") 3
- 熊本都市計画道路の変更(熊本市決定) (") 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出 (商工振興金融課) 3
- 農用地利用配分計画の認可申請 (農地・担い手支援課) 4
- 農用地利用配分計画の認可申請 (") 5
- 農用地利用配分計画の認可申請 (") 5
- 農用地利用配分計画の認可申請 (") 6

登 載 依 頼

- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 1 に係
る一般競争入札の参加資格等 (学校人事課) 6
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 2 に係
る一般競争入札の参加資格等 (") 7
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 3 に係
る一般競争入札の参加資格等 (") 7
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 4 に係
る一般競争入札の参加資格等 (") 8
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 1 に係
る一般競争入札の実施 (") 8
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 2 に係
る一般競争入札の実施 (") 12
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 3 に係
る一般競争入札の実施 (") 15
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その 4 に係
る一般競争入札の実施 (") 19
- 平成 28 年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に
係るコンピュータ及び関連機器の借入れに関する一般競争入
札に参加する者に必要な資格等 (高校教育課) 22
- 平成 28 年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に
係るコンピュータ及び関連機器の借入れに関する一般競争入
札の実施 (") 23
- 風俗環境保全協議会の委員の委託等に関する規則 (警察本部生活環境課) 26
- 裁決手続開始決定 (収用委員会) 30

告 示

熊本県告示第 1 0 3 6 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サー
ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又 は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種 類
----------------	--------	---------	-------	-------------

株式会社ライフ	株式会社ライフ	宇土市立岡町 5 4 1 番地 3	平成 2 8 年 1 2 月 1 日	福祉用具貸与
株式会社ライフ	株式会社ライフ	宇土市立岡町 5 4 1 番地 3	平成 2 8 年 1 2 月 1 日	特定福祉用具 販売

熊本県告示第 1 0 3 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ライフ	株式会社ライフ	宇土市立岡町 5 4 1 番地 3	平成 2 8 年 1 2 月 1 日	介護予防福祉 用具貸与
株式会社ライフ	株式会社ライフ	宇土市立岡町 5 4 1 番地 3	平成 2 8 年 1 2 月 1 日	特定介護予防 福祉用具販売

熊本県告示第 1 0 3 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ミリマニア	ケアプランルーム デイムカフェ	上益城郡嘉島町 大字北甘木 2 3 1 2 番地 オラ ンジュリーモー ル 2 号	平成 2 8 年 1 2 月 1 日	居宅介護支援

熊本県告示第 1 0 3 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社池田メディカル	居宅介護支援事業所 きずな	球磨郡多良木町 大字黒肥地 2 0 3 8 番地 3	平成 2 8 年 1 2 月 1 日	居宅介護支援

熊本県告示第 1 0 4 0 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町柿迫字上鶴 8 7 5 5 番 5、8 7 5 5 番 7、8 7 5 5 番 8
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上鶴 8 7 5 5 番 5・8 7 5 5 番 7・8 7 5 5 番 8（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1041号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
 平成28年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡和水町大田黒字栗山357番、380番5、380番6
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに和水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第734号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画公園（渡鹿五丁目公園）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
 平成28年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第735号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画道路（北熊本スマートインターチェンジ上り線ほか9線）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
 平成28年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第736号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により熊本市から熊本都市計画道路（フラワー通り線ほか5線）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
 平成28年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第737号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
 平成28年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ロッキー玉名店

- 玉名市山田字高岡2082番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所
- | 名称及び代表者の氏名 | 住 所 |
|---------------------------|-------------------|
| 株式会社ロッキー
代表取締役社長 竹下 光伸 | 熊本市北区植木町植木133番地の1 |
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年7月17日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,680平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物南側 77台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 建物南西側 14台
第2駐輪場 建物南東側 12台
合計 26台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 55.2平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物保管庫(1) 建物東側 6.0立方メートル
廃棄物保管庫(2) 建物東側 6.0立方メートル
廃棄物保管庫(3) 建物東側 6.0立方メートル
合計 18.0立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 建物敷地南側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後6時まで
- 7 届出年月日
平成28年11月16日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
平成28年12月6日から平成29年4月6日まで

熊本県公告第738号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年12月6日から同月19日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社木之内農園	阿蘇郡南阿蘇村立野	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立170番1
宮崎 成正	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下永坂2783番ほか41筆
宮崎 成正	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下永坂2762番ほか13筆
西 講和治	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字中永坂2876番1
加江 文機	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字上永坂2966番ほか12筆

加江 文機	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字中永坂 2 9 1 7 番ほか 1 筆
白砂 秀記	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折 1 3 1 4 番
池田 武光	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字川辺字高原 8 2 番 2 9 ほか 1 筆
福岡 利幸	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折 1 3 2 3 番 1 1
木崎 俊充	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字上永坂 3 0 0 9 番ほか 2 筆
小崎 純一	球磨郡山江村山田戊	球磨郡山江村大字山田丙字東石坂 1 8 6 6 番ほか 3 筆

2 申請年月日
平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日

熊本県公告第 7 3 9 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 8 年 1 2 月 6 日から同月 1 9 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有田 行則	八代市千丁町太牟田	八代市千丁町太牟田字甘竹 1 6 6 番 1 ほか 9 筆
株式会社タナカ農産	八代市千丁町太牟田	八代市千丁町太牟田字蒲原 1 2 3 0 番
有限会社松浦常男農産	八代市千丁町吉王丸	八代市千丁町太牟田字道上 8 9 番 1
株式会社たかき	八代市鏡町貝洲	八代市千丁町太牟田字道上 9 2 番 1
岩崎 裕知	八代市上日置町	八代市千丁町太牟田字甘竹 1 5 4 番
浦川 圓治	八代市鏡町鏡村	八代市鏡町内田字登壇 5 9 8 番 1
福嶋 豊	八代市千丁町太牟田	八代市千丁町太牟田字甘竹 1 5 8 番 3 ほか 1 筆
余宮 幾夫	天草市有明町大島子	天草市有明町小島子字春葉山 1 2 9 0 番
森岡 清俊	天草市新和町大多尾	天草市新和町大宮地字北ノ原 4 3 1 8 番 3
山形 末人	天草市栖本町打田	天草市栖本町打田字五反田 5 9 0 番 2
倉田 晋幸	天草市河浦町白木河内	天草市河浦町路木字路木河内 2 5 0 0 番 1 ほか 5 筆
田中 初雄	天草郡苓北町白木尾	天草郡苓北町志岐字西原 9 0 8 番 1 ほか 1 筆
角岡 智彦	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町年柄字神ノ前 1 0 5 番ほか 4 筆
森田 慶明	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字八ツ万 8 2 3 番 1

2 申請年月日
平成 2 8 年 1 1 月 1 4 日

熊本県公告第 7 4 0 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第

3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年12月6日から同月19日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
藪中 和徳	宇土市下網田町	宇土市下網田町字西原2326番ほか2筆

2 申請年月日

平成28年11月21日

熊本県公告第741号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年12月6日から同月19日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年12月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人秋津 営農組合	熊本市東区沼山津	上益城郡益城町大字惣領字迎城ノ尾1936番ほか7筆

2 申請年月日

平成28年11月21日

登載依頼

熊本県教育委員会告示第18号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成28年12月6日

熊本県教育長 宮尾 千加子

1 競争入札に付する事項

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その1

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成28年12月19日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

- 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会告示第19号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
 平成28年12月6日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項
 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その2
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から平成28年12月19日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会告示第20号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
 平成28年12月6日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項
 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その3
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成28年12月19日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日(閉庁日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会告示第21号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成28年12月6日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その4
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成28年12月19日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日(閉庁日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第22号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
平成28年12月6日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その1
 - (2) 予定数量

- 5, 626, 056キロワット時
 - (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
 - (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班
 - (5) 調達物品の内容
4(2)により取得する入札説明書及び仕様書による。
 - (6) 調達期間(供給期間)
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
 - (7) 供給場所
入札説明書による。(11施設)
 - (8) 契約の種類
単価契約
 - (9) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の108分の100に相当する金額により入札すること。
 - (11) 調達物品に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用する。
 - (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。
また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間内に当該登録内容の変更が間に合わない場合もある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
イ 公告の日から平成28年12月19日(月)午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達ページからダウンロードする。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
 - (2) 電気事業者法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を行っている者であること。
 - (3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第8条第1項の勧告を受けていない者であること。
 - (4) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までにおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.598キログラム以下であること。
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係

- る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 「電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は、提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成29年1月10日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1(4)に掲げる入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(3)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成29年1月10日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成29年1月24日（火）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成29年1月23日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成29年1月24日（火）午前10時
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課（熊本県庁行政棟本館2階）
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成29年1月23日（月）（必着）までに1(4)に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品名を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した

者で再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)に掲げる期限
イ 提出場所 1(3)に掲げる発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先
ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
（本公告に係る発注・契約担当部局）
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
電話番号 096-333-2692
ファックス番号 096-383-3915
イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 5,626,056 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
- (2) Date and Place for tender:
Date: January 24, 2017, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
School Personnel Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2692
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会公告第23号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成28年12月6日

熊本県教育長 宮尾 千加子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その2
 - (2) 予定数量
5,164,959キロワット時
 - (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
 - (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班
 - (5) 調達物品の内容
4(2)により取得する入札説明書及び仕様書による。
 - (6) 調達期間（供給期間）
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
 - (7) 供給場所
入札説明書による。（16施設）
 - (8) 契約の種類
単価契約
 - (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
 - (11) 調達物品に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
 - (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。

また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間内に当該登録内容の変更が間に合わない場合もある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

イ 公告の日から平成 28 年 12 月 19 日（月）午後 5 時まで

ウ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）

エ 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

オ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等

カ 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

ク 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。

(2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者としての登録を行っている者であること。

(3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）附則第 11 条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成 14 年法律第 62 号）第 8 条第 1 項の勧告を受けていない者であること。

(4) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が 1 キロワット時当たり 0.598 キログラム以下であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は、提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成 29 年 1 月 10 日（火）午後 5 時まで

(4) 提出先

1(4)に掲げる入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 1 月 10 日（火）午後 5 時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び 1(3)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成 29 年 1 月 24 日（火）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成 29 年 1 月 23 日（月）午後 5 時まで電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成 29 年 1 月 24 日（火）午前 10 時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県出納局管理調達課（熊本県庁行政棟本館 2 階）

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 29 年 1 月 23 日（月）（必着）までに 1 (4) に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることが

- でき、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)に掲げる期限
- イ 提出場所 1(3)に掲げる発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること
(本公告に係る発注・契約担当部局)
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
電話番号 096-333-2692
ファックス番号 096-383-3915
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続(紙入札移行承認等)に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。)
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 5,164,959 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
- (2) Date and Place for tender:
Date: January 24, 2017, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
School Personnel Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2692
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会公告第24号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

平成28年12月6日

熊本県教育長 宮尾 千加子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その3
- (2) 予定数量
4,537,509キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班
- (5) 調達物品の内容
4(2)により取得する入札説明書及び仕様書による。
- (6) 調達期間(供給期間)
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (7) 供給場所
入札説明書による。(21施設)
- (8) 契約の種類

- 単価契約
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

- (11) 調達物品に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。

- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。

また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間内に当該登録内容の変更が間に合わない場合もある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成28年12月19日（月）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。

- (2) 電気事業者（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を行っている者であること。

- (3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の勧告を受けていない者であること。

- (4) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までにおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.598キログラム以下であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

- ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は、提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成29年1月10日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1 (4)に掲げる入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (3)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成29年1月10日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成29年1月24日（火）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成29年1月23日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成29年1月24日（火）午前10時
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課（熊本県庁行政棟本館2階）
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成29年1月23日（月）（必着）までに1(4)に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

- カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号）第 8 9 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
 - (1) 契約書の作成の要否
要
 - (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 1 0 日（熊本県の休日を含む日数を定める条例（平成元年熊本県条例第 1 0 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を含む日数を定める条例（平成元年熊本県条例第 1 0 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は算入しない。）を経過した日
 - (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 7 7 条第 1 項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定資料電力量を乗じて得た額の総額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 7 8 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる
ア 納付期限 (3) に掲げる期限
イ 提出場所 1 (3) に掲げる発注・契約担当部局
- 6 その他
 - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 - (1) 問合せ先
 - ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること
（本公告に係る発注・契約担当部局）
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 6 9 2
ファックス番号 0 9 6 - 3 8 3 - 3 9 1 5
 - イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0
 - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 0 9 6 - 3 7 3 - 2 0 3 2
ファックス番号 0 9 6 - 3 7 0 - 5 4 5 5
 - (2) 受付時間
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までの日を除く。）
- 8 S u m m a r y
 - (1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 4,537,509 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
 - (2) Date and Place for tender:
Date: January 24, 2017, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)
 - (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
School Personnel Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

- 862-8609, Japan
- Phone: 096-333-2692
- (4) Other
- Language: Japanese
- Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会公告第 2 5 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。
平成 2 8 年 1 2 月 6 日

熊本県教育長 宮尾 千加子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その 4
- (2) 予定数量
5, 1 7 5, 2 0 6 キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
- (4) 調達物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班
- (5) 調達物品の内容
4 (2)により取得する入札説明書及び仕様書による。
- (6) 調達期間（供給期間）
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで
- (7) 供給場所
入札説明書による。（2 3 施設）
- (8) 契約の種類
単価契約
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4 (3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更により ICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額により入札すること。
- (11) 調達物品に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の (1) から (7) までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。
また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3 (3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間内に当該登録内容の変更が間に合わない場合もある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から平成 2 8 年 1 2 月 1 9 日（月）午後 5 時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を行っている者であること。
- (3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第8条第1項の勧告を受けていない者であること。
- (4) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までににおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.598キログラム以下であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 「競争入札参加資格確認申請書」
イ 「電気事業者の登録」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)
ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウの当該書類は、提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成29年1月10日(火)午後5時まで
- (4) 提出先
1(4)に掲げる入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(3)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成29年1月10日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成29年1月24日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成29年1月23日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成29年1月24日(火)午前10時
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課(熊本県庁行政棟本館2階)
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成29年1月23日(月)(必着)までに1(4)に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、

封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(7)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(4)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。)を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる

ア 納付期限 (3)に掲げる期限

イ 提出場所 1(3)に掲げる発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること

(本公告に係る発注・契約担当部局)

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号 096-333-2692

ファックス番号 096-383-3915

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続(紙入札移行承認等)に関する事

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関する事

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。)

8 Summary

- (1) Name and Content of Purchasing
Electricity about 5,175,206kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
- (2) Date and Place for tender:
Date: January 24, 2017, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
School Personnel Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2692
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県教育委員会告示第22号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成28年12月6日

熊本県教育長 宮尾千加子

- 1 競争入札に付する事項
平成28年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、かつ、営業種目が「リース・レンタル(OA機器類)」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)に掲げる場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581(ダイヤルイン)
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
この告示の日から平成28年12月22日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。

- (6) 有効期間の更新手続
 - (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日（閉庁日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第26号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成28年12月6日

熊本県教育長 宮尾千加子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達の種類
平成28年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
- (2) 借入物品に係る発注・契約担当部局
熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係（熊本県庁行政棟新館6階）
郵便番号 862-8609 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2717
ファックス番号 096-384-1563
- (3) 借入物品に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
- (4) 借入物品及び数量
教育用コンピュータ 172セット
サーバ 4セット
その他周辺機器及びソフトウェア 一式
- (5) 借入物品の規格、品質等
要求仕様書による。
- (6) 借入期間
平成29年3月1日から平成34年8月31日まで
- (7) 納入期限
平成29年2月28日（火）
- (8) 納入場所
要求仕様書による。
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、5(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、66月賃借料率で計算すること。落札者決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札には、最低制限価格は設けない。

2 入札参加者の資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、かつ、営業種目が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
この公告の日から平成28年12月22日（木）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止期間中でないこと。
- (5) 仕様適合証1願を納入しよとす物品の仕様の間に1(2)の発注・契約担当部に提出し、審査を受け、納入しよとする物品等が仕様に適合している証明書（仕様適合証明書）の交付を受けていること。
- 3 入札参加のための確認申請
 - (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 仕様適合証明書
 - (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約の上提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期限内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
 - (3) 提出期間
この公告の日から平成29年1月11日（水）午後5時まで
 - (4) 提出先
1(3)に掲げる入札担当部局
 - (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札説明会
実施しない。
- 5 入札手続等
 - (1) 要求仕様書等に対する質問の受付期間
1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成29年1月11日（水）午後5時まで受け付ける。
 - (2) 要求仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成29年1月24日（火）まで行う。
 - (3) 入札の方法
 - ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成29年1月23日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
 - イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成29年1月24日（火）午前11時
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課（熊本県庁行政棟本館2階）
 - (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成29年1月23日（月）（必着）までに1(3)

に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で調達の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
免除する。

6 契約について

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（66月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)に掲げる期限

イ 提出場所 1(2)に掲げる発注・契約担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること

（本公告に係る発注・契約担当部局）

熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係

- 電話番号 096-333-2717
- ファックス番号 096-384-1563
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること
- 熊本県出納局管理調達課管理班
- 電話番号 096-333-2581
- ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
- くまもと県市町村電子入札コールセンター
- 電話番号 096-373-2032
- ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月30日までの日を除く。）

9 Summary

- (1) Name and quantity of commodity to lease
172 personal computers
4 servers
A set of peripheral equipment and softwares
- (2) Deadline to supply commodity
February 28th, 2017
- (3) Place to supply commodity
Shown in the bid explanation form
- (4) Date and place to submit bidding proposal
Date: January 24th, 2017, 11:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government main building)
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail
Date: January 23rd, 2017
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division
- (6) Language and currency to be used for bidding
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract
Senior High School Education Division
Board of Education Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 862-8609, Japan
Phone: 096-333-2717 Fax: 096-384-1563

熊本県公安委員会規則第14号

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則を次のように定める。
平成28年12月6日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第38条の4第1項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第110条に基づき風俗環境保全協議会（以下「協議会」という。）の設置、熊本県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う協議会の委員（以下「委員」という。）の委嘱等に関し、必要な事項を定めるものとする。
(協議会の設置)

第2条 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年熊本県条例第33号）第13条で定める地域に協議会を置く。
(委嘱の基準等)

- 第3条 公安委員会が委嘱する委員（協議会を設置する地域（以下「設置地域」という。）を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）を除く。以下この条（第3項を除く。）から第6条までにおいて同じ。）は、設置地域の法第24条第1項に規定する風俗営業若しくは法第31条の23において準用する法第24条第1項に規定する特定遊興飲食店営業の管理者又は法第33条第6項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者、法第38条第1項に規定する少年指導委員、地域住民その他の関係者のうち、法第38条の4第2項に規定する情報の共有及び協議を行うにふさわしいと認められる者とする。
- 2 委員の委嘱は、委嘱状（別記様式第1号）を交付して行うものとする。
- 3 管轄署長の職に就いた者は、当該職に就いた日をもって、委員を委嘱されたものとする。この場合において、委員としての任期は、当該職としての在任期間とする。（委員の任期等）
- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。（解嘱）
- 第5条 公安委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。
- (1) 第3条第1項の要件を欠くに至った場合
- (2) 心身の故障のため、委員としての職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 委員たるにふさわしくない非行のあった場合
- 2 公安委員会は、前項の規定により委員を解嘱しようとするときは、当該委員に対し、あらかじめ、その理由を通知して、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 委員の解嘱は、解嘱通知書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。（辞職の承認）
- 第6条 公安委員会は、委員が辞職を申し出たときは、これを承認し、辞職承認書（別記様式第3号）を交付するものとする。（委任）
- 第7条 この規則に定めるもののほか、委員の委嘱等に関し必要な事項は、熊本県警察本部長が別に定める。
- 附 則
- 1 この規則は、平成28年12月6日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に管轄署長の職にある者は、この規則により委員を委嘱されたものとする。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

委 嘱 状

(氏名)

様

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第 1 1 0 条の規定により、風俗環境保全協議会委員に委嘱します

任期 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 ㊤

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 2 号（第 5 条関係）

解 嘱 通 知 書

(氏名)

様

下記の理由により、風俗環境保全協議会委員を解嘱します
理由

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 ㊟

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 3 号 (第 6 条関係)

辞 職 承 認 書

(氏名)

様

風俗環境保全協議会委員の辞職を承認します

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 ㊟

(日本工業規格 A 4)

熊 本 県 収 用 委 員 会 公 告 第 1 4 号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 45 条の 2 の規定により、次のとおり裁決
手続の開始を決定した。

平成 28 年 12 月 6 日

熊 本 県 収 用 委 員 会 会 長 齊 藤 修

- 1 起業者の名称
国土交通大臣

- 2 事業の種類
一級河川菊池川水系菊池川改修工事（熊本県山鹿市小原字下津留地内から同市小原字龍宮地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地
土地の所在

熊本県山鹿市小原字下津留地内

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積(㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
2517番7	田	畑	200	201.02	137.63

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地
土地の所在

熊本県山鹿市小原字下津留地内

地 番	地 目		地 積 (㎡)		使用しようとする 土地の面積(㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
2517番7	田	畑	200	201.02	4.88

- 4 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者不明

ただし、

登記名義人（亡）高森重男の法定相続人

（亡）田上シゲ子相続財産（持分2分の1）

相続財産管理人不明

高森裕（持分6分の1）

熊本県熊本市南区南高江二丁目13番8号

竹本チカ子（持分6分の1）

山口県岩国市南岩国町一丁目4番12-206号

田中トミヨ（持分6分の1）

大阪府茨木市五十鈴町11番12号

若しくは、上記の全員（持分不明）

又は、

登記名義人（亡）高森重男の法定相続人のうち

高森裕（持分3分の1）

熊本県熊本市南区南高江二丁目13番8号

竹本チカ子（持分3分の1）

山口県岩国市南岩国町一丁目4番12-206号

田中トミヨ（持分3分の1）

大阪府茨木市五十鈴町11番12号

若しくは、上記の全員（持分不明）

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成28年11月25日